

健康増進法に係る給食施設に関する事務取扱要綱

(趣旨)

この要綱は、健康増進法（平成14年8月2日第103号。以下「法」という。）に係る給食施設に関する事務取扱に関し、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令86号。以下「省令」という。）及び健康増進法施行細則（平成15年船橋市規則第120号。）に定めるもののほか、給食施設に関する事務に必要な事項を定めるものとする。

(栄養指導員の指導)

第1条 栄養指導員は、法第20条第1項に規定する特定給食施設（以下「特定給食施設」という。）及び特定多数人に対し通例として継続的に1回50食以上100食未満又は1日100食以上250食未満の食事を供給する施設（以下「小規模給食施設」という。）に対して、栄養指導を行うものとする。

2 栄養指導員は、前項の規定による特定給食施設、又は小規模給食施設に対して指導及び助言を行ったときは、特定・小規模給食施設指導票作成基準により特定・小規模給食施設指導票（第1号様式）を作成し、及び特定給食施設・給食施設監視指導実施結果表（第2号様式）を作成するとともに、必要に応じて当該施設の設置者に文書で指導をしなければならない。

3 栄養指導員は、小規模給食施設の設置者に対し、献立表その他給食の実績を示す書類を作成し、及び保存するよう指導するものとする。

(小規模給食施設の届出)

第2条 小規模給食施設を設置する者は、給食開始の日から一月以内に小規模給食施設開始届（第3号様式）により、届出を行うものとする。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の規定による届出に係る事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に小規模給食施設変更届（第4号様式）を保健所長に提出するものとする。

3 第1項の規定による届出をした者は、給食を休止し、又は廃止したときは、休止又は廃止の日から一月以内に小規模給食施設廃止（休止）届（第5号様式）を保健所長に提出するものとする。

(報告)

第3条 特定給食施設の設置者は、給食開始日から一月以内に給食運営報告書（第6号様式）を保健所長に提出するものとする。

2 小規模給食施設の設置者は、給食開始日から一月以内に給食運営報告書(第6号様式)を保健所長に提出するものとする。

第4条 特定給食施設の設置者は、その年の10月中に実施した給食の状況について給食施設栄養管理状況等報告書(第7号様式のIからIVまで)により報告するものとする。

2 小規模給食施設の設置者は、その年の10月中に実施した給食の状況について給食施設栄養管理状況等報告書(第7号様式のIからIVまで)により報告するものとする。

(管理栄養士必置施設指定通知書等)

第5条 法第21条第1項の指定は、管理栄養士必置施設指定通知書(第8号様式)により行うものとする。

2 法第21条第1項の指定の取消しは、管理栄養士必置施設指定取消通知書(第9号様式)により行うものとする。

(災害時における報告書)

第6条 特定給食施設、小規模給食施設は、災害が発生したときは、特定給食施設・小規模給食施設被災状況報告書(第10号様式)により報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年10月21日から施行する。

「健康増進法施行に関する要綱」(平成15年10月10日制定)の全部改正と「給食施設に係る届出等に関する要綱」(平成15年10月10日制定)を廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。